

福井県警察防犯アプリ「ふくいポリス」ポイント事業実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、福井県警察防犯アプリ「ふくいポリス」（以下「本アプリ」という。）の自主防犯パトロール支援機能における事業内容、事業への参加、ポイントの付与、景品との交換及び福井県が管理する施設への入場に関し、必要な事項を定めるものとします。

第2 事業内容

本アプリを活用した福井県内の防犯・交通安全に関する情報の収集や福井県内におけるパトロール活動の実施に対してポイントを付与し、蓄積されたポイント数に応じて景品との交換又は福井県が管理する施設に入場できるものとします。

第3 事業への参加

事業に参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、本アプリを使用できるように設定しなければならないこととします。

第4 ポイントの付与

- 1 ポイントは、参加者が使用する本アプリ内に付与するものとします。
- 2 ポイントを付与する項目や付与するポイント数は、運用管理者（福井県警察本部警務部県民サポート課、生活安全部生活安全企画課及び交通部交通企画課）の権限により決定し、福井県警察ホームページにおいて公表するものとします。
- 3 ポイントが蓄積される期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とします。

なお、蓄積されたポイントは、翌年の4月1日午前0時に消失します。また、獲得履歴、使用履歴についても消失します。

- 4 取得したポイントは、譲渡できないものとします。

第5 景品との交換

- 1 蓄積されたポイント数に応じて、景品に交換できるものとします。
- 2 景品及び景品に交換できるポイント数は、福井県警察ホームページにおいて公表するものとします。
- 3 景品に交換しようとするときは、参加者が別表1の福井県内に所在する警察署において、備え付けのQRコードを読み取り、必要なポイントを消費して景品と交換するものとします。

なお、ポイントの消費は、本アプリを利用している本人に限るものとします。

- 4 虚偽その他不正な行為によりポイントを取得したと運用管理者が判断したときは、ポイントを消費して景品と交換することを拒否することができるものとします。

第6 福井県が管理する施設への入場

- 1 蓄積されたポイント数に応じて、別表2の福井県が管理する施設に入場できるものとします。
- 2 別表2の施設に入場できるポイント数は、福井県警察ホームページにおいて公表するものとします。

3 別表2の施設に入場しようとするときは、参加者が入場を希望する施設において、備え付けのQRコードを読み取り、必要なポイントを消費して当該施設に入場するものとします。

なお、ポイントの消費は、本アプリを利用している本人に限るものとし、同一施設での消費は1日1回とします。

4 なりすまし等不正な行為により入場しようとしていると別表2の施設管理者が判断したときは、施設に入場することを拒否することができるものとします。

第7 免責事項

運用管理者及び別表2の施設管理者は、事業に関して、参加者が被った損害や損失について責任を負わないものとします。

附 則

この要綱は、令和6年2月14日から施行します。

別表1

福井県内に所在する警察署
福井警察署、福井南警察署、大野警察署、勝山警察署、あわら警察署、坂井警察署、坂井西警察署、鯖江警察署、越前警察署、敦賀警察署、小浜警察署

別表2

福井県が管理する施設
福井県立歴史博物館（常設展）
福井県立若狭歴史博物館（常設展）
福井県立美術館（常設展）
福井県立恐竜博物館（常設展）
一乗谷朝倉氏遺跡博物館（常設展）
福井県年縞博物館（常設展）
福井県児童科学館（エンゼルランドふくい）（展示エリア）
福井県陶芸館、越前古窯博物館（常設展）